

放課後等デイサービス事業の質の向上について

広島県障害者自立支援協議会「療育部会」

平成 27 年度報告書

平成 28 年 3 月

# 目 次

I	放課後等デイサービスの概要について	1
1	事業の概要	1
2	対象児童	1
3	定員	2
4	提供するサービス	2
5	人員基準・設備基準の概要	2
6	その他の運営に関する基準	3
7	放課後等デイサービスの本体報酬（給付費）	4
8	放課後等デイサービスガイドラインの構成	4
II	放課後等デイサービス事業所の運営に係るアンケート調査について	8
1	調査方法	8
2	事業所の状況	9
3	調査の結果	9
III	放課後等デイサービス事業の質の向上に係る提言	24
	<b>【参考】</b>	
	○アンケート調査結果追加資料	
	別記1 職場で、何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化のために、工夫・実践していること	26
	別記2 質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備に努めていること	33
	別記3 活動プログラムは、固定化されないように、活動プログラムの組合せの創意工夫の方法	38
	別記4 放課後等デイサービスの質の向上についての意見	41
	○放課後等デイサービス事業所の運営に係るアンケート調査票	44
	○「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について（協力依頼）（平成27年4月14日文科科学省事務連絡）	50
	○療育部会の開催状況・委員について	52

## はじめに

放課後等デイサービスは、平成 24 年 4 月に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に位置づけられた新たな支援であり、その提供が開始されてから間もないこともあって、利用する子どもや保護者のニーズは様々で、提供される支援の内容は多種多様であり、支援の質の観点からも大きな開きがあるとの指摘がなされている状況にある。

このような状況を踏まえて、平成 26 年 7 月に取りまとめられた厚生労働省の障害児支援の在り方に関する検討会報告書「今後の障害児支援の在り方について」において、「支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要であるため、障害児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めたガイドラインの策定が必要」、「特に、平成 24 年度に創設した放課後等デイサービスについては、早期のガイドラインの策定が望まれる」との提言がなされた。

厚生労働省では、この提言を受けて、平成 26 年 10 月 6 日から障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会により、「放課後等デイサービスガイドライン」について検討が行われ、平成 27 年 4 月に「放課後等デイサービスガイドライン」が、策定された。

広島県は、平成 27 年 3 月に実施した県内の放課後等デイサービス事業所及び障害福祉サービス事業所等の関係事業所等を対象とした事業者集団指導研修において、事業者に対して、「放課後等デイサービスガイドライン（案）」の確認や自己評価の実施等についての活用を依頼している。

また、広島県は、平成 27 年 4 月には、関係事業者に対して、「放課後等デイサービスガイドライン」を業務の参考にするとともに支援の質の向上に取り組むように依頼している。

今回、平成 27 年 4 月に厚生労働省が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」の事業所内での活用状況等を調査し課題を把握して、今後の放課後等デイサービス事業の質の向上に取り組むための基礎資料とするためにとりまとめた。

## I 放課後等デイサービスの概要について

放課後や夏休み等における居場所の確保が必要ということから平成 24 年 4 月に、学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」が創設された。

### 1 事業の概要

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。

### 2 対象児童

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児

※障害児の定義は児童発達支援と同じ

### 3 定員

10人以上（主に重症心身障害児を通わせる場合は、5人以上）

### 4 提供するサービス

学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与

○多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。

- ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ②創作的活動，作業活動
- ③地域交流の機会の提供
- ④余暇の提供

○学校との連携・協働による支援

（本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要）

### 5 人員基準・設備基準の概要

区分	職種		員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤） ・障害児数が10人までは、2人以上 ・障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		児童発達支援管理責任者	1人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	指導訓練室，支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また，指導訓練室は，訓練に必要な機械器具等を備えること。		

## 6 その他の運営に関する基準

### 基本方針

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号。以下「基準条例」という。）

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

**第三条** 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十一条及び第四十五条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

（指定放課後等デイサービスの取扱方針）

第70条で準用する第26条第1項

指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 （略）

3 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

## 7 放課後等デイサービスの本体報酬（給付費）

障害種別	実施日別	利用定員	単位（1日）
障害児	放課後	10人以下	473
		11人以上20人以下	355
		21人以上	276
	休業日	10人以下	611
		11人以上20人以下	447
		21人以上	359
重症児	放課後	5人以下	1,329
		6人	1,112
		7人	958
		8人	842
		9人	751
		10人	679
		11人以上以下	577
	休業日	5人以下	1,608
		6人	1,347
		7人	1,160
		8人	1,020
		9人	911
		10人	824
		11人以上	699

※1単位の金額は、地域区分が「その他」の地域で、10円

## 8 放課後等デイサービスガイドラインの構成

[厚生労働省ホームページ]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000082831.html>

### 1 総則

- (1) ガイドラインの趣旨
- (2) 放課後等デイサービスの基本的役割
- (3) 放課後等デイサービスの提供にあたっての基本的姿勢と基本活動
- (4) 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

### 2 設置者・管理者向けガイドライン

- (1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

- ① 環境・体制整備
    - ア 適正な規模の利用定員
    - イ 適切な職員配置
    - ウ 適切な設備等の整備
  - ② P D C Aサイクル等による適切な支援の提供
    - ア 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底
    - イ 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り
    - ウ コミュニケーションの活性化等
    - エ 子どもや保護者の意向等の把握
    - オ 支援の継続性
  - ③ 従業者等の知識・技術の向上
    - ア 従業者等の知識・技術の向上意欲の喚起
    - イ 研修受講機会等の提供
  - ④ 関係機関・団体や保護者との連携
    - ア 相談支援事業者との連携
    - イ 学校との連携
    - ウ 医療機関や専門機関との連携
    - エ 保育所・児童発達支援事業所等との連携
    - オ 他の放課後等デイサービス事業所等との連携
    - カ 放課後児童クラブや自治会等との連携
    - キ （地域自立支援）協議会等への参加
    - ク 保護者との連携
- (2) 子どもと保護者に対する説明責任等
- ① 運営規程の周知
  - ② 子どもと保護者に対する，支援利用申込時の説明
  - ③ 保護者に対する相談支援等
  - ④ 苦情解決対応
  - ⑤ 適切な情報伝達手段の確保
  - ⑥ 地域に開かれた事業運営
- (3) 緊急時の対応と法令遵守等
- ①緊急時対応
    - ② 非常災害・防犯対策
    - ③ 虐待防止の取組
    - ④ 身体拘束への対応
    - ⑤ 衛生・健康管理
    - ⑥ 安全確保
    - ⑦ 秘密保持等

### 3 児童発達支援管理責任者向けガイドライン

- (1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

- ① 放課後等デイサービス計画に基づくP D C Aサイクル等による適切な支援の提供
  - ア 子どもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント
  - イ 放課後等デイサービス計画の作成
  - ウ タイムテーブル，活動プログラムの立案
  - エ 日々の適切な支援の提供
  - オ 放課後等デイサービス計画の実施状況把握（モニタリング）
  - カ モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の変更
  - キ 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与
- ② 従業者及び自らの知識・技術の向上
- ③ 関係機関・団体や保護者との連携
  - ア 障害児相談支援事業者との連携
  - イ 学校との連携
  - ウ 医療機関や専門機関との連携
  - エ 保育所・児童発達支援事業所等との連携
  - オ 他の放課後等デイサービス事業所等との連携
  - カ 放課後児童クラブや自治会等との連携
  - キ （地域自立支援）協議会等への参加
  - ク 保護者との連携
- (2) 子どもと保護者に対する説明責任等
  - ① 子どもと保護者に対する運営規定や放課後等デイサービス計画の内容についての丁寧な説明
  - ② 保護者に対する相談支援等
  - ③ 苦情解決対応
  - ④ 適切な情報伝達手段の確保
- (3) 緊急時の対応と法令遵守等
  - ① 緊急時対応
  - ② 非常災害・防犯対応
  - ③ 虐待防止の取組
  - ④ 身体拘束への対応
  - ⑤ 衛生・健康管理
  - ⑥ 安全確保
  - ⑦ 秘密保持等

#### 4 従業者向けガイドライン

- (1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
  - ① 放課後等デイサービス計画に基づくP D C Aサイクル等による適切な支援の提供
    - ア 障害児支援利用計画及び放課後等デイサービス計画の理解
    - イ 従業者間での意思の疎通，支援内容の共有



- ウ 支援提供に際しての工夫
- エ 支援提供記録
- オ 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与
- ② 研修受講等による知識・技術の向上
- ③ 関係機関・団体や保護者との連携
  - ア 障害児相談支援事業者等との連携
  - イ 学校との連携
  - ウ 保育所・児童発達支援事業所との連携
  - エ 他の放課後等デイサービス事業所等との連携
  - オ 放課後児童クラブ等との連携
  - カ 保護者との連携
- (2) 子どもと保護者に対する説明責任等
  - ① 保護者に対する相談支援等
  - ② 苦情解決対応
- (3) 緊急時の対応と法令遵守等
  - ① 緊急時対応
  - ② 非常災害・防犯対応
  - ③ 虐待防止の取組
  - ④ 身体拘束への対応
  - ⑤ 衛生管理・健康管理
  - ⑥ 安全確保
  - ⑦ 秘密保持等

〔別添〕

◆事業者向け放課後等デイサービス自己評価表

- 環境，体制整備
- 業務改善
- 適切な支援の提供
- 関係機関や保護者との連携
- 保護者への説明責任等
- 非常時等の対応

◆保護者等向け放課後等デイサービス評価表

- 環境，体制整備
- 適切な支援の提供
- 保護者への説明等
- 非常時等の対応
- 満足度

## Ⅱ 放課後等デイサービス事業所の運営に係るアンケート調査について

### 1 調査方法

県内（広島市含む）の平成27年11月1日現在指定を受けている放課後等デイサービス事業者の247事業者に対して、「放課後等デイサービスガイドライン」の活用状況及び事業所内におけるサービスの質の向上策の取組状況等について、調査票に記入してもらい回答してもらった。

回答事業者数は、164事業所であった。（回答率 66.4%）

### 広島県内の放課後等デイサービス事業所の市町別事業所数

（ ）内は、回答事業所数

市町名	事業所数 A	放課後等デイサービス平成26年度月平均実績（人日/月）B	事業所数と実績の比較（人日/月） C = B / A
広島市	132 (88)	17,525	133
呉市	15 (7)	2,000	133
竹原市	1 (1)	104	104
三原市	7 (6)	523	75
尾道市	8 (5)	1,017	127
福山市	27 (16)	3,656	135
府中市	5 (4)	328	66
三次市	5 (3)	288	58
庄原市	0	16	—
大竹市	1 (0)	325	325
東広島市	11 (8)	1,062	97
廿日市市	14 (11)	1,782	127
安芸高田市	3 (2)	338	113
江田島市	2 (0)	462	231
府中町	7 (7)	521	74
海田町	4 (4)	443	111
熊野町	5 (2)	396	79
坂町	0	60	—
安芸太田町	0	0	—
北広島町	0	76	—
大崎上島町	0	0	—
世羅町	0	15	—
神石高原町	0	1	—
計	247 (164)	30,937	125

## 2 事業所の状況

県内（広島市内含む）には、平成27年11月1日現在で、247事業所が指定を受けており、法人別事業所数及び年度別事業所数の推移は、次のとおりとなっている。

### 広島県内の放課後等デイサービス事業所の法人別事業所数

法人種別	事業所数	構成比	回答事業所数	回答率
株式会社	118	47.7%	80	67.8%
有限会社	40	16.2%	22	55.0%
社会福祉法人	30	12.1%	20	66.7%
特定非営利法人	21	8.5%	16	76.2%
合同会社	20	8.1%	15	75.0%
一般社団法人	10	4.0%	4	40.0%
医療法人	8	3.2%	8	100.0%
計	247	100.0%	164	66.4%

### 広島県内の放課後等デイサービス事業所の年度別事業所数の推移

年度	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H27年11月
事業所数	83	122	169	222	247

## 3 調査の結果

### (1) 定員規模別事業所数

アンケート調査で回答のあった164事業所の定員の状況は、定員10人が87.8%の144事業所で、その他は次のとおりとなっている。

定員規模	5人以下	6人以上 9人以下	10人	11人以上 19人以下	20人以上
事業所数	8	8	144	2	2
構成比	4.9%	4.9%	87.8%	1.2%	1.2%

### (2) 登録児童数

アンケート調査で回答のあった事業所のうち定員規模が10人の144事業所の登録児童数の状況は、次のとおりとなっている。

登録児童数	10人以下	11人～ 20人	21人～ 30人	31人～ 40人	41人～ 50人	51人以上
事業所数	17	28	34	29	8	27
構成比	11.8%	19.4%	23.6%	20.1%	5.6%	18.8%

未回答事業所 1事業所

### (3) 1日平均利用児童数

アンケート調査で回答のあった事業所のうち定員規模が10人の144事業所の1日の平均利用児童数の状況は、次のとおりとなっている。

平均利用児童数	5人以下	6～10人	11～13人
事業所数	28	86	25
構成比	19.4%	59.7%	17.4%

未回答事業所 5事業所

### (4) 指導訓練室の床面積

アンケート調査で回答のあった事業所のうち定員規模が10人の144事業所の指導訓練室の床面積の状況は、次のとおりとなっている。

指導訓練室の床面積 (㎡)	30未満	30～50未満	50～100未満	100～150未満	150～200未満	200以上
事業所数	19	42	52	12	4	4
構成比	13.2%	29.2%	36.1%	8.3%	2.8%	2.8%

未回答事業所 11事業所

### (5) 放課後等デイサービス事業所で実施している療育の状況

アンケート調査で回答のあった164事業所のうち事業所内で実施している療育内容の実施状況は、一番多かったのが、ソーシャル・スキル・トレーニング (SST) の32.4%で、続いて「遊戯療法」が28.7%、「構造化」が28.3%となっている。

※重複回答有り

療育内容	実施率	実施事業所数
ソーシャル・スキル・トレーニング (SST)	32.4%	80
遊戯療法	28.7%	71
構造化	28.3%	70
感覚統合療法	25.5%	63
音楽療法	19.8%	49
作業療法	11.7%	29
理学療法	2.0%	5
その他	22.3%	55

「その他」の療育内容については、「運動」、「リラクゼーション」、「視機能訓練」、「心理療法」等があった。詳細は、ページに掲載。

## 【療育内容について】

### ① 構造化

情報の取捨選択がうまくできないこどもに対し、今必要な情報だけに注意が向けられるよう、不要な情報を人為的に遮断させる環境をつくる方法。(例：課題となるプリントが1ページ終わるごとにシールを貼っていくなど【手順の構造化】)

### ② SST (ソーシャル・スキル・トレーニング)

対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能を身に付けるための練習。(例：手本となる他者の振舞い(スキル)を見せて学ばせる【モデリング】)

### ③ 感覚統合療法

脳が五感で受けた刺激情報をどのように認識し、それに対してどのように反応し、行動すればよいかを支持する脳の働きを高める療法。(例：自転車やボール遊びなど全身を使った協調運動)

(感覚統合療法のポイント：①こどもたちが自分から求めている、楽しいと思える(やってみたい)活動をさせる、②こどもたち自身が(やらされるのではなく)自分から能動的に行うようにさせる、③うまくいったと実感させる(成功体験))

### ④ 作業療法

応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を行わせる。

### ⑤ 理学療法

主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える。

### ⑥ 遊戯療法

遊びを媒体とする心理療法。

### ⑦ 音楽療法

音楽を聞いたり演奏したりする際の生理的・心理的・社会的な効果を応用して、心身の健康の回復、向上をはかる。

## (6) 放課後等デイサービスガイドラインの活用状況について

回答のあった事業所の164事業所うち77.4%の127事業所が「活用している」と回答し、22.6%の37事業所が「まだ読んでいない」と回答した。

活用している 77.4% (127 事業所)      読んでいない 22.6% (37 事業所)



**【課題】**

「放課後等デイサービスガイドライン」を「まだ読んでいない」と回答した事業所が 22.6%あったため、「放課後等デイサービスガイドライン」の活用を周知・指導する必要がある。

**(7) ガイドラインの事業所向け自己評価表による、自己評価について**

「放課後等デイサービスガイドラインを活用している」と回答した 127 事業者のうち、「ガイドラインの自己評価を実施した」事業所は、46.5%の 59 事業所で、「独自の様式により自己評価した」事業所は、30.7%の 39 事業所で、「自己評価は実施していない」事業所は、22.8%の 29 事業所であった。

**【課題】**

「放課後等デイサービスガイドライン」を「活用している」と回答した事業所のうち 22.8%の事業所が、「自己評価は実施していない」と回答しており、自己評価の実施を指導する必要がある。

**(8) 自己評価の公表について**

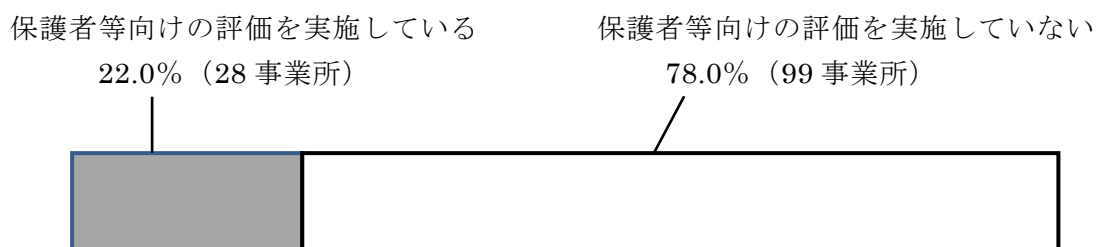
「放課後等デイサービスガイドラインを活用している」と回答して、「自己評価を実施している」と回答した 98 事業者のうち「自己評価結果を公表している」事業所は、11.2%の 11 事業所で、「自己評価結果を公表していない」事業所は、88.8%の 87 事業所であった。

公表している事業所の公表の方法は、「ホームページ」、「フェイスブック」、「会報」等であった。

**(9) 保護者等向けの評価の実施状況について**

「放課後等デイサービスガイドラインを活用している」と回答した 127 事業者のうち、「保護者等向けの評価を実施している」と回答した事業所は、22.0%の 28 事業所で、「保護者等向けの評価を実施していない」と回答した事業所は、78.0%の 99 事業所であった。

「保護者等向けの評価を実施している」と回答した 28 事業所のうち「ガイドラインの評価表で実施した」と回答した事業所は、13 事業所で、「ガイドラインの評価表は、使用しないで、独自の評価表で実施した」と回答した事業所は、15 事業所であった。

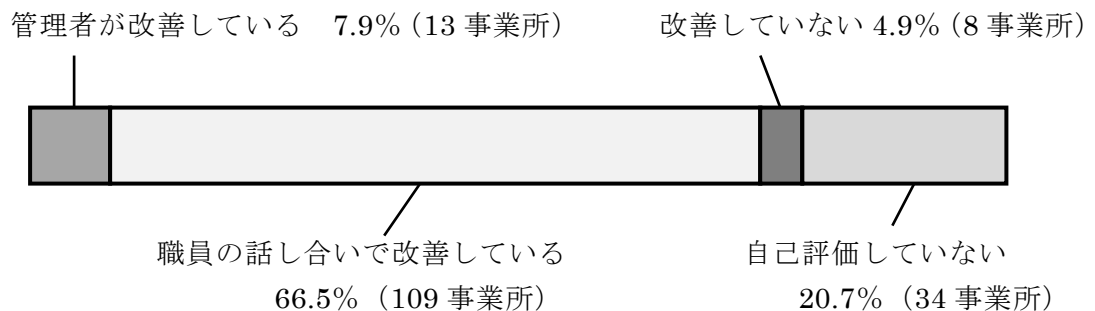


**【課題】**

「保護者等向けの評価を実施していない」事業所が、78.0%と多くの放課後等デイサービス事業所について、保護者等からの評価と取組みが進んでいないことが考えられる。

**(10) サービスの自己評価に基づく改善状況について**

アンケート調査で回答のあった164事業所のうち「自己評価を元に管理者が改善している」と回答した事業所が7.9%の13事業所で、「自己評価結果を元に、職員で話し合って改善している」と回答した事業所が66.5%の109事業所で、「自己評価結果は実施しているが、改善を図っていない」という事業所が4.9%の8事業所で、「自己評価は、行っていない。」と回答した事業所が20.7%の34事業所であった。



**【課題】**

放課後等デイサービス事業者の運営基準では、事業者は提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないとなっているが、20.7%の34事業所は、自己評価を行っていないと回答されているが、サービスの質の自己評価の実施の指導が必要である。

**(11) 福祉サービスの第三者評価について**

「福祉サービスの第三者評価を実施している」と回答した事業所が13.4%の22事業所で、「福祉サービスの第三者評価を実施していない」と回答した事業所は86.6%の142事業所であった。

※「福祉サービス第三者評価」とは、社会福祉法に基づき、公正・中立的な第三者機関が客観性を持って、福祉サービスの理念や具体的なサービス内容について専門的な視点から評価を行い、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的として、実施する。

## (12) 事業所の職員間の支援内容の共有状況について

「事業所の職員間で、個別支援計画の閲覧やミーティング等により、支援内容の共有を図っているか」という問いに対して、アンケート調査で回答のあった 164 事業所の全ての事業所が「支援内容の共有を図っている」と回答があった。

共有の方法については、「個別支援計画を閲覧している」と回答した事業所が 84.1%の 138 事業所で、「ミーティングを開催している」と回答した事業所が 94.5%の 155 事業所で、「その他」と回答した事業所が 13.4%の 22 事業所であった。

「その他」の内容については、「ケース会議」等であった。

## (13) 職場で、何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化策について

「職場で、何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化のために、工夫・実践されていることがあれば、記入してください」という問いに対して、主に次のような取り組みをしていると回答があったが、未記入の事業所が、9.9%の 16 事業所であった。

### 〔主な内容〕

- ミーティングを行い職員同士の連携を図っている。
- 自分の問題、悩みなどを語るコミュニケーション勉強会の開催。
- 悩みや疑問について、小さなことでも気付きなどを気軽に話せる雰囲気づくり（仕事の終了後に、お茶を飲む。ランチミーティングの開催。親睦会の開催。等）

〔その他の内容は、26～32 ページの別記 1 のとおり〕

### 【課題】

何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化策について、未記入の事業所が 9.8%の 16 事業所あり、コミュニケーションの活性化策について、何も実践されていない事業所がある可能性がある。

## (14) 労働環境の整備について

「質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備に努めていることがあれば、記入してください」という問いに対して、主に次のような取り組みをしていると回答があったが、未記入の事業所が、23.8%の 39 事業所であった。

### 〔主な内容〕

- 有給休暇が取りやすい体制をとっている。
- 仕事と家庭が両立できるよう、職員間で援助できる関係作りを行っている。
- 個々の思いや意見、考えを日常から出し合い、ストレスを溜めこまない努力を行っている。



- 会社側の考えを社員の方に押し付けるのではなく、社員の方々と常に共に考えるようにしている。その結果、自主性や責任感が生まれ質の高い仕事ができるようになり、働きやすい職場になるように心がけている。
- 問題が起きた時、起きそうになる時にすぐ、職員間でコミュニケーションを図る。
- 定時に帰られるように、職員で協力して、仕事が集中した場合は、全員で分担するよう心掛けている。
- スタッフが成長したところ、良かったところをお互いが認め合えるような話し合い。
- 従業員のメンタルケアを目的とした外部機関との提携し、定期的にカウンセリングを受けるよう支援する。

[その他の内容は、33～37 ページの別記2のとおり]

#### 【課題】

質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備について、未記入の事業所が23.8%の39事業所あり、労働環境の整備について、何も実践されていない事業所がある可能性がある。

#### (15) 屋外遊びの状況について

「屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用していますか」という問いに対して、「屋外遊技場を設置している」と回答した事業所は、15.2%の25事業所で、「近隣の児童遊園・公園等を活用している」と回答した事業所は、81.1%の133事業所で、「学校の校庭を利用している」と回答した事業所は、0.6%の1事業所で、「その他」と回答した事業所は、18.3%の30事業所で、近隣の公園等を活用する等の屋外遊びの回答がなかった事業所は、5.5%の9事業所であった。

#### (16) 従業者等の資質向上のための研修等について

従業者等の資質の向上の支援に関する研修等の計画を策定して、「研修を実施している」事業所は85.4%の140事業所で、「実施していない」事業所は14.6%の24事業所であった。

#### 【課題】

基準条例では、研修の機会の確保が義務付けられているが、14.6%の事業所は、従業者等の資質の向上の支援に関する研修等の計画を策定していないということで、従業者の資質向上の支援が進んでいない可能性がある。

**【基準条例第 70 条で準用する第 36 条第 3 項】**

指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

**(17) 事業所内の研修の実施状況について**

アンケート調査で回答のあった 164 事業所のうち「従業者等の資質の向上を図るため、次のように、事業所内で研修を実施したり、研修の機会を確保していますか」という問いに対して、アンケート調査で回答のあった 164 事業所から次のとおり回答があった。

※重複回答有り

実施内容	構成比	事業所数
自治体や障害児等関係団体が実施する研修等への参加	85.4%	140
県主催の「発達障害支援スキルアップ研修」	42.0%	69
虐待防止研修	46.3%	76
その他	40.0%	65
事業所における勉強会の開催	78.7%	129
事業所に講師を招いての研修会の実施	40.2%	66
従業者等の自己研鑽のための図書整備	49.4%	81
その他	16.5%	27

その他の内容は、「民間企業・団体，社会福祉協議会等の研修」，「事業所連絡会の研修」，「学会への参加・発表」，「他事業所の見学」，「DVDの視聴」，「資料配布」

### (18) 研修の内容について

アンケート調査で回答のあった164事業所のうち「研修を実施したり、研修の機会を確保している場合、どのような内容の研修を実施、又は参加されていますか」という問いに対して、アンケート調査で回答のあった164事業所から次のとおり回答があった。

※重複回答有り

実施内容	構成比	事業所数
障害種別・障害特性	84.8%	139
子どもの発達段階ごとの特性	78.1%	128
児童虐待への対応	56.1%	92
放課後等デイサービスに期待される役割	47.6%	78
放課後等デイサービスに関連する制度の仕組み	40.9%	67
障害者の権利に関する条約の内容	17.7%	29
関係機関・団体の役割	16.5%	27
その他	13.4%	22

その他の内容は、「職業倫理や組織の中での役割の理解」、「療育内容について」、「医療連携、学校連携の実践報告」、「症例検討」、「保護者、家族の支援」、「接遇」等であった。

### (19) タイムテーブル及び活動プログラムの立案について

「タイムテーブル及び活動プログラムの立案は、事業所の職員で、話し合っ、決めていきますか」という問いに対して、「話し合っ決めてる」と回答した事業所が92.7%の152事業所で、「管理者及び児童発達支援管理者のみで、決めてる」と回答した事業所が7.3%の12事業所であった。

#### 【課題】

7.3%の事業所が、タイムテーブル及び活動プログラムの立案について、事業所の職員で、話し合っ決めずに、「管理者及び児童発達支援管理者のみで、決めてる」と回答しており、活動プログラムが創意工夫されずに、固定化される恐れがある。

### (20) 活動プログラムの組合せの創意工夫について

「活動プログラムは、固定化されないように、活動プログラムの組合せについて、創意工夫していますか」という問いに対して、「創意工夫している」と回答した事業所が89.0%の146事業所で、「特に創意工夫していない」と回答した事業所が11.0%の18事業所であった。

創意工夫している主な内容は、次のとおりであった、

【創意工夫の主な内容】

- 季節や個人の発達状況を考えるなどして、プログラムを組み立てている。
- 勉強会等で、持ち帰ったものを実践している。
- 子ども達の話し合いによる意見を取り入れる。子ども達の興味のあるものを調べてプログラムの中に入れる。
- 子どもの困り感や保護者の困り感に合わせてソーシャル・スキルトレーニングをしている。
- サーキットトレーニングや体幹トレーニングなどを行う時、いろいろな音楽を使って、バリエーションを増やしたりしている。等

[その他の内容は、38～40 ページの別記3のとおり]

(21) 学校との連携について

「学校関係者に、サービス担当会議に参加してもらったり、障害児相談支援事業者にも参加してもらい学校との連絡会議を開催していますか」という問いに対して、アンケート調査で回答のあった164事業所のうち「学校関係者に、サービス担当会議に参加してもらっている」と回答した事業所が36.0%の59事業所で、「学校との連絡会議を開催している」と回答した事業所が34.1%の56事業所であった。

「学校との連絡会議を開催している」と回答した56事業所のうち「障害児相談支援事業者も参加している」と回答した事業所が22.6%の37事業所で、「障害児相談支援事業者は、参加していない」と回答した事業所が11.6%の19事業所であった。

32.3%の53事業所が、「学校関係者に、サービス担当会議に参加してもらおう」又は「学校との連絡会議を開催する」という学校と連携していなかった。

※重複回答有り

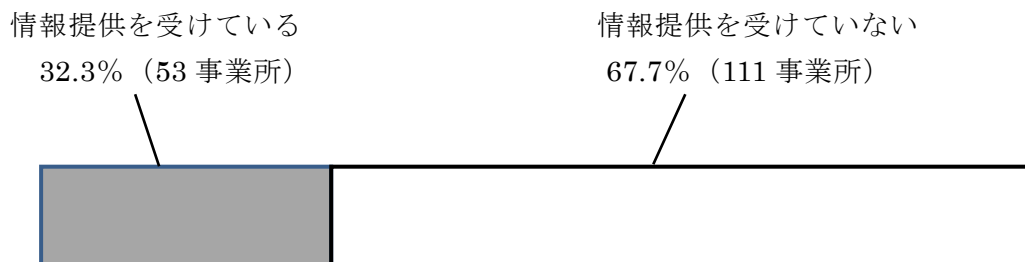
学校関係者に、サービス担当会議に参加してもらっている		36.0% (59事業所)	
学校との連絡会議を開催している	34.1% (56事業所)	障害児相談支援事業者も参加している	22.6% (37事業所)
		障害児相談支援事業者は、参加していない	11.6% (19事業所)
サービス担当会議又は学校との連絡会議を開催しておらず学校と連携していない		32.3% (53事業所)	

【課題】

平成27年4月14日付けで、文部科学省から『放課後等デイサービスガイドライン』にかかる普及啓発の推進について」の協力依頼の事務連絡が発出されているが、32.3%の53事業所が、「学校関係者に、サービス担当会議に参加してもらおう」又は「学校との連絡会議を開催する」という学校と連携が進んでいない。

## (22) 学校からの教育支援計画等の情報提供の状況について

「利用児童の学校の特別支援教育コーディネーター等から個別の教育支援計画等についての情報提供を保護者の同意を得た上で、受けていますか」という問いに対して、「情報提供を受けている」と回答した事業所が 32.3%の 53 事業所で、「情報提供を受けていない」と回答した事業所が 67.7%の 111 事業所だった。

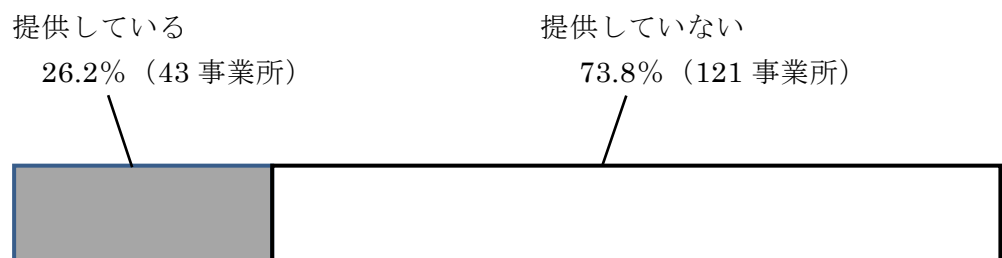


### 【課題】

学校の特別支援教育コーディネーター等から個別の教育支援計画等についての情報提供を保護者の同意を得た上でしている事業所は、32.3%の 53 事業所と少なく、学校との連携が進んでいない。

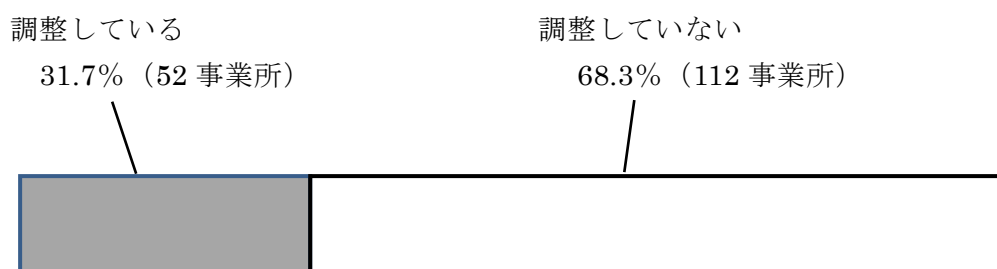
## (23) 学校の特別支援教育コーディネーター等への個別支援計画の情報提供について

「放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画（個別支援計画）を利用児童の学校の特別支援教育コーディネーター等へ、保護者の同意を得た上で、提供していますか」という問いに対して、「提供している」と回答した事業所が 26.2%の 43 事業所で、「提供していない」と回答した事業所が 73.8%の 121 事業所だった。



**(24) 個別の教育支援計画が作成されていない利用児童についての特別支援教育コーディネーター等との情報交換について**

「個別の教育支援計画が作成されていない利用児童にあつては、保護者の同意を得た上で、特別支援教育コーディネーター等とお互いの支援内容等の情報交換の連絡を取れるよう調整していますか」という問いに対して、「調整している」と回答した事業所が 31.7%の 52 事業所で、「調整していない」と回答した事業所が 68.3%の 112 事業所であった。



**(25) 学校の行事や授業参観への参加について**

「学校の行事や授業参観に、管理者、又は児童発達支援管理責任者等が、積極的に参加していますか」という問いに対して、「参加している」と回答した事業所が 51.2%の 84 事業所で、「参加していない」と回答した事業所が 48.8%の 80 事業所であった。

**(26) 関係機関との連携について**

医療的なケアが必要な子どもについての主治医等との連携体制について

「医療的なケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等との連携体制を整えていますか」という問いに対して、「整えている」と回答した事業所が 31.1%の 51 事業所で、「整えていない」と回答した事業所が 4.9%の 8 事業所で、「該当児童がない」と回答した事業所が 64.0%の 105 事業所であった。

**(27) 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の連携体制について**

「支援困難事例等については、児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関から助言や研修を受けること等により連携を図りながら適切な支援を行っていますか」という問いに対して、「連携している」と回答した事業所が 47.6%の 78 事業所で、「連携していない」と回答した事業所が 7.3%の 12 事業所で、「支援困難事例がない」と回答した事業所が 45.1%の 74 事業所であった。

(28) 他の放課後等デイサービス事業所等との相互の個別支援計画の内容等についての情報共有について

「他の放課後等デイサービス事業所等を併せて利用する子どもについて、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、相互の個別支援計画の内容等について情報共有を図っていますか」という問いに対して、アンケート調査で回答のあった164事業所のうち「情報共有を図っている」と回答した事業所が68.3%の112事業所で、「情報共有を図っていない」と回答した事業所が28.0%の46事業所で、「放課後等デイサービス事業所等を併せて利用している児童がいない」と回答した事業所が3.7%の6事業所であった。

【課題】

他の放課後等デイサービス事業所等を併せて利用する児童がいる158事業所のうち「情報共有を図っていない」と回答した事業所が29.1%の46事業所となっており、事業者間で支援内容が相互に理解されていない可能性がある。

(29) 放課後等デイサービス事業所連絡会や（地域自立支援）協議会子ども部会等への参加状況について

「参加している」と回答した事業所が73.2%の120事業所で、「参加していない」と回答した事業所が26.8%の44事業所であった。

参加している連絡会等の主な名称は、次のとおりであった。

〔連絡会等〕

呉市自立支援協議会こども部会  
三原市地域自立支援協議会 児童支援部会  
福山地区放課後等デイサービス連絡協議会  
府中市相談支援部会  
三次市自立支援協議会 療育・発達部会  
東広島自立支援協議会 療育部会  
はつかいち福祉ネット  
熊野町自立支援協議会  
府中町地域自立支援協議会  
海田町障害者自立支援協議会  
海田町地域障がい福祉関係事業所連絡会議  
安芸高田市障害自立支援協議会  
自立支援協議会安芸区地域部会  
西区児童発達支援・放課後等デイサービス事業所情報交換会  
放課後等デイサービス佐伯区事業所連絡会  
安佐南区事業所連絡会  
りんくりんく安佐北事業所連絡会  
広島県放課後ネット事業所連絡会 等

### (30) 保護者との連携について

保護者との児童の発達の状況や課題についての共通理解について

「日頃から子どもの状況を保護者と伝え合って、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っていますか」という問いに対して、「保護者と伝え合っている」と回答した事業所が 98.8%の 162 事業所で、「保護者と伝え合っていない」と回答した事業所が 1.2%の 2 事業所であった。

保護者と伝え合う主な方法は、「送迎時」、「電話」、「連絡帳」、「メール」、「個別面談」及び「ケース会議」等であった。

### (31) 家庭内での養育についての保護者に対する支援について

「家庭内での養育について、保護者に対して、子どもの育ちを支える力をつけるためのペアレント・トレーニングや環境整備等の支援を必要に応じて実施していますか」という問いに対して、「実施している」と回答した事業所が 36.6%の 60 事業所で、「実施していない」と回答した事業所が 63.4%の 104 事業所であった。

支援の主な方法は、次のとおりであった。

#### 〔保護者に対する支援の主な内容〕

- ペアレントトレーニング
- 家庭での構造化などをアドバイスしている。
- 障害特性に応じた情報共有のための資料配布
- 住環境の改善を行ったり、母親の養育の相談や具体的な接し方の助言を行っている。
- スケジュールや手順書作成の相談に応じる。
- S S T，コミック会話の実際を療育の中でやってみせる。 等
- サポートブック作り等の支援

### (32) 保護者との子育ての悩み等の相談支援について

「保護者との定期的な面談や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談を行ったり、子どもの障害について保護者の理解が促されるような支援を行っていますか」という問いに対して、「定期的に面談して、相談支援も行っている」と回答した事業所が 43.9%の 72 事業所で、「定期的に面談しているが、相談支援は行っていない」と回答した事業所が 26.8%の 44 事業所で、「定期的な面談はしていない」と回答した事業所が 29.3%の 48 事業所であった。あった。

相談支援の主な内容は、次のとおりであった。

#### 〔保護者に対する相談支援の主な内容〕

- カウンセリング
- 現在の困り事，将来について，どのようにしたら良いのか等
- 個別支援計画の内容やS S Tの取組みなど
- 年2回は面談をし，前回よりも変わったところ，良い所を伝えている。 等



(33) 保護者会等の開催状況について

保護者会等を「開催している」と回答した事業所が 31.7%の 52 事業所で、「開催していない」と回答した事業所が 68.3%の 112 事業所であった  
開催している事業所のうち開催頻度は、次のとおりであった。

開催頻度	年 12 回	年 6 回	年 5 回	年 4 回	年 3 回	年 2 回	年 1 回	2年に1回
事業所数	4	2	1	2	2	23	12	2
構成比	8.3%	4.2%	2.1%	4.2%	4.2%	47.9%	25.0%	4.2%

(34) その他、放課後等デイサービスの質の向上についての意見について

放課後等放課後等デイサービスの質の向上についての意見を求めたところ次のような意見があった。

〔放課後等デイサービスの質の向上についての意見〕

○放課後等デイサービスが増えるだけではなく、携わるスタッフがしっかり責任をもった療育ができる力を持たないと学校、療育機関等、近隣領域の方々と同等に向かい合えないと思っている。

○講演会、研修、勉強会に積極的に参加して、研鑽を積む。それを、会社内で勉強会、ミーティングを通じて、情報の共有をし、職員のスキルアップを図る。それが、事業所でのサービスの向上に繋がると思う。

○研修、勉強会等（サービス内容、専門知識）の機会を増やして欲しい。

○学校との連携が、もう少しスムーズにいくと学校も事業所も子どもにとっても、もちろん保護者にとっても良いと思う。

○放課後等デイサービスを利用する子どもたちの状況は様々で、親のニーズも様々である現状を考えると、事業所だけでは到底対応できないこともたくさんある。地域や関係機関（学校等）との連携が大切であることを痛感している。子どもたちが安心して生活できる環境を、周りの大人が作っていくことができるように、地域の資源を活用したり、事業所としても学びの場を持つようにしていきたい。

○他の事業所や学校、相談支援専門員との連携により、意識統一した支援ができることが、放課後等デイサービスの質の底上げになると思う。

〔その他の意見は、41～43 ページの別記 4 のとおり〕

### Ⅲ 放課後等デイサービス事業の質の向上に係る提言

#### 【基本的な考え方】

- 1 利用児童の最善の利益の保障を基本とした，事業者の運営を支援する。
- 2 従業者の発達支援・障害特性に対する理解，知識，及び支援スキルの底上げを図る。
- 3 利用児童のライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健，医療，福祉，保育，教育等の地域資源と連携した地域支援体制の構築を図る。

#### 【施策の方向性】

##### 1 従業者の資質向上に資する研修等の充実及び情報提供

- ① 従業者の知識・技術の向上のための研修の機会を確保する。
- ② 広島県が，実施している障害者相談支援従事者等研修事業，発達障害の支援に係る人材育成研修，発達障害地域支援マネジメント事業等について，地域，関係団体が実施する研修との役割分担も踏まえて，内容の検討，充実を図る。
- ③ 事業者及び関係団体等が，実施している放課後等デイサービス事業所の従業者の資質向上に資する研修情報をホームページ等で一元的に情報提供するなどして，従業者が研修を受講しやすい体制の整備や設定により，自主的な啓発・研修活動が広がるように支援する。
- ④ 研修・啓発活動に積極的に取り組んでいる事業者や専門的な療育を提供している事業所の情報の公表等を行い，従業者の資質向上に向けた仕組み作りを検討する。

##### 2 放課後等デイサービス事業所と学校及び関係機関との連携強化

- ① 放課後等デイサービス事業所及び学校に対して，個別支援計画や支援内容の共有，障害児相談支援事業者の開催するサービス担当者会議への出席や，連絡会議の開催等の方法で連携強化を促進すべきである。
- ② 障害種別や障害特性の理解や，障害特性等に応じた活動や支援方法に関すること，支援困難への対応等については，障害児相談支援事業所，児童発達支援センター及び発達障害者支援センター等の専門機関等から助言や研修を受けること等により連携を図りながら適切な支援を行える体制を構築する。
- ③ 関係機関との連携に取り組んでいる事業者の好事例の情報を収集し，公表等して，他の事業者が，参考にできるような仕組み作りを検討する。

### 3 放課後等デイサービスガイドラインの活用の促進指導

- ① 放課後等デイサービス事業者に対して、「放課後等デイサービスガイドライン」の活用を徹底するとともに、事業所に対しては、ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めるように、徹底する。
  
- ② 基準条例に定められた「サービスの質の自己評価及び改善」や「従業者の資質向上のための研修の機会の確保」が、各事業所で適切に行われるように、実態の検証を行うとともに、実施を徹底する。

## 別記1 職場で、何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化のために、工夫・実践していること

- 療育の合間に、常に情報交換できるような時間を持つ。
- 定期的に職員会議を行う。
- 多忙な日々が続く中、春・夏・冬に食事会などを開き親睦を深めている。
- 連絡ノートを活用したり、休憩時間を利用し、雑談ができるような雰囲気作りをする。
- 懇親会等を実施している。
- 療育の始まる時間の前に一堂に会し、日頃の思いや雑談を通しなんでも話ができるよう雰囲気作りをしている。
- 笑顔であいさつする。声のトーンに気をつける。ポジティブな言葉かけ。職員の話の時間をかけてよく聞く。懇親会（忘年会、新年会）
- 何かあっても、すぐ相談できるよう、声かけをしている。
- 月1回の定例所内会議、週3回程度のミニミーティングで話し合いの場を設けている。
- 年に2回（新人職員は2か月に1回）、責任者と職員で面談をしている。
- 数か月に1回、所内職員で食事会を開いている。
- 研修を行ったり、ミーティングの機会を設けている。茶話会的な時間もあり、職員同士が信頼関係が築けるようにしている。
- 交流会を開いて親睦を深めている。
- 食事会や飲み会を季節ごとに行って親睦を図っている。
- ヒヤリハットが出やすいように会議等で率直な意見を述べるよう促している。
- 「〇〇と思うけどどう思う。」などと意見が言えるような機会をつくる。それぞれの意見を尊重しながら受けとめ、皆で決定していく。
- 言った人が責められるようなことのないよう気をつける。”
- サービス提供前には、ミーティングを行い、一人ひとりの変化などを共有している
- 月に一回指導員全員でミーティングを食事会をしながら行う。
- 療育開始前や終了後のミーティング、カンファレンスの際それぞれが発言するようにしている。
- 年に数回、懇親会を開催している（お疲れ様会・忘年会など）
- 職員会議において、トップダウンではなくボトムアップで意見が広がるよう話しやすい流れと内容に配慮している。
- チームミーティング（担当クラス毎）を月に1～2回実施。毎日の療育内容を共有している職員が、少人数で話しやすい環境の下、実践内容を深めている。
- 正規職員、パートタイマー関係なく全員が、ケース会議や情報共有の場に参加する。
- 活動終了後、活動の振り返りや子どもたちの様子についてカンファレンスを行い、職員間で課題や取り組みについて共有できるようにしている。
- 職員同士話をする時間を休憩時間に設け、悩みや疑問について話しやすい人間関係作り

を行っている。

○学校への迎えに出発する際に、ミーティングを行い職員同士の連携を図っている。

○日頃から療育内容の共有、話し合いの時間を積極的に持っている。

○また、ミーティング内で日々の振り返りや日頃の思いを出せるよう環境作りを行う。

○利用児童についての情報を共有できるように、電子カルテで閲覧できるようにしている。

○利用児童についての情報を共有できるように、電子カルテで閲覧できるようにしている。

○職員間でのミーティング、SNSの利用。休憩時間でのお茶会利用児童についての情報を共有できるように、電子カルテで閲覧できるようにしている。

○毎日のミーティング、皆が情報共有できるように、子ども一人一人への気付きをノートに記入、全職員への忘年会参加呼びかけ。雑談ミーティング時間を毎日、一時間以上とっている。

○イベント・ミーティングの開催

○毎日の打ち合わせをしっかりとつ。

○日々のミーティングを通して疑問等を解決していく。

○午前中の時間を使用し、毎日1時間ミーティングの時間を設けている。また、管理者との面談を定期的に行っている。

○毎日ミーティング、ケアカンファを実施している。

○SNSの導入、職員間でのミーティング

○日々の事業実施前ミーティングで、現状、課題、対応を整理

○常に話ができる環境にあるため、コミュニケーションは十分とっているつもりである。

○ミーティングの開催、連絡ノートの活用

○毎月の会議で話し合いの場を設け、意見を出し合えるようにしている。

○毎月1回、業務連絡に加えて、スタッフ全員が集まったの会議を定期的開催。

○次の月の活動内容について話し合い、連絡ノートを作って気づき・お願いなどを自由に記入し、それに対する意見を自由記述してもらっている。

○始業時、昼食時、短時間のミーティングを不定期で実施している

○アセスメント・プランニングのためのワークシートを職員間コミュニケーションのツールとしている。

○5分ミーティングの実施。

○定例会議で不安を抱えず話すことを周知している。”

○定期的に会議を開催し、問題や課題について共有、話合っている。

○年に何回かは、食事会や飲み会をする。

○その日に起こったこと、保護者や学校から聞いたことなどは、すぐに現場責任者に報告をするようにしている。その上で、必要な情報はすぐに事務室の掲示板に書いて誰もが閲覧できるようにしたり、支援後に情報交換の時間を持つなどして、情報の共有に努め、何でも言える雰囲気づくりに努めている。

○年2回 親睦会、女子会の実施（家庭の状況、困ったことなど把握できる）

- 責任者ともすぐ話せる環境にする（連絡、相談、報告をすぐできる環境）
- 終業後に良かったこと、楽しかったこと、困ったことなど話す時間を作る（短時間）。
- 支援方法、結果を必ず皆に聞き、案が出たら実施してみる（否定しない）
- 月1回の職員会議とは別に、食事会や飲み会などで話をしている。（あえて、所長抜きで開催することもある）
- 毎日のサービス開始前のミーティングやサービス終了後の反省会を実施している。
- 昼の時間を利用して、皆でいろいろな話をしている。
- 掃除や草むしりなどの雑務も役職関係なく、皆でやり、休憩時間には、楽しい話題でコミュニケーションをとり、忙しそうなお人には声をかけて、手伝うなど常に気遣う等を心掛けている。利用児童のことで気になることがあれば、会議をしている。
- 上下関係なく気さくに話せるような環境を作っている。些細なこともスタッフ全員で問題解決の話し合いを行っている。仕事の終了時に自由にお茶等を飲めるように準備して、お茶を飲みながらコミュニケーションを取っている。
- どんな小さなことでも気付きなどを話す雰囲気作り
- 指導方法が、いろいろな状況に応じて、臨機応変に対応できるようにしている。また、個々の利用者さんに関しての日々の情報などを伝え、職員が配慮でき、対応できるように努めている。
- 毎日、サービス前ミーティングをして今日の課題、注意点などの確認
- 社用携帯にて、こまめにメールや電話のやりとり、月1～2回の定期会議及び毎日のミーティング
- 管理者から現場スタッフへ率先して話しかけ、話しやすい雰囲気作りに努めている。
- 週1回の現場スタッフも含めた定期ミーティングを行っている。”
- 送迎前のミーティング、報告・連絡・相談ノートの活用
- 毎日、スタッフが、同一法人の他事業所の職員と顔を合わせることで、一つ足踏みを揃えて、連携に繋がれば良いと思っている。
- 月に一度のケースミーティングで、それぞれ職員の困り館等を出し合いみんなで対応を検討し、共有している。
- 年に数回、社員研修旅行を実施し、様々な経験を通し、職員間のつながりにつなげている。
- 毎日ミーティングを行い、気になることや利用者さんのことについて考える。
- 上下関係なく話せるような雰囲気を作っている。
- 朝礼や全体ミーティングで、しっかり話し合いをしている。”
- 常に声かけ気配りし合い何でも相談できる環境づくりを意識している。
- ミーティングの中で、各自の考えを気軽に話し合えるようにしている。
- 朝、夕の職員同士の10分間ミーティングにて情報交換
- 年3～4回の食事会の実施
- 毎日、療育開始前に申し送りを実施し、情報交換、共有を行う。

○月1回のミーティング

○日頃から悩み等ないか、随時、聞くようにしている。

○随時、集まり、交流を深めていく。

○事業所会議を月1回開催し、全スタッフで支援についての意見交換や支援計画の検討を行っているが、全員から意見を聞いている。また年間で数回食事会や親睦会を開き仕事を離れた場所で歓談の機会を持っている。できる限り全員で参加できる研修や事業所見学を行い、意見交換できる関係を作っている。

○事業所会議日を使って、ランチミーティングを開催したりしている。また事業所職員規模も小さいので、細かに話し合いを持っている。

○採用面接の際に必ず実地体験をしてもらい、資格・経験と同じくらい当事業所に合う人柄かどうかをある程度見させてもらい、採用するようにしている。

○現在の職員は、人柄的に良い方ばかりなので、職員間関係は非常に良好。

○処遇改善等の職員への開示義務のあるものは必ず開示し、賞与等の査定方法も通達し、職員への透明性をもって公正に実施することで、職員間での偏見や不平を持たせないようにしている。年に数回の食事会。

○共通の申し送りノートをつくり、出勤しなかった日の利用者様の特記事項を口頭と合わせて申し送りします。

○日々の利用者様の様子は個別の記録ノートを作り全スタッフが閲覧、記入できるようにしている。

○就業開始前に意見交換などの時間を作るようにしています。

○月に1度は、管理者との個別面談の場を設けている。

○会社内にスタッフの声を聞く機関がある。”

○お互いの価値観・個性の違いを認め合い、問題を感じた時は、解決を目指して意見として提案して話すことにしている。

○定期的にミーティングを実施している。

○毎朝の朝礼（ミーティング）。毎週、事業所全体のミーティング。時折、指導員が集まり食事会等

○職員同士、些細な事でもよく話し合っている。

○定期的なミーティングでは常に「仲間を尊重し仲間の取り組み方や考えに、いちいち異論を唱えることなど決してないように」単刀直入に指示している。

○定期的な食事会、率先して家庭や個人の状況などを聞き、必要と判断した場合は個別にこちらから忌憚のない話し合いを行っている。

○年2回職員研修旅行を行い見聞を広めると同時に職員間のコミュニケーションが深まるよう努めている。

○月1回（月末）各人が反省ノートを提出し、悩み等に対し施設長がアドバイスをしている。月1回全体会議を行い法人全体として利用者さんの対応が統一できるよう努めている。

- 笑顔での対応をモットーに定期的ミーティングの他，問題化する前に随時ミーティングを行い，職員間の意見交換を積極的にする。職員の様子の変化に早めに対応して，個人面談を行い職場の風通しをよくする。
- 昼食時には，その日出勤している全員でご飯を食べ，前日の利用者の様子や，当日の予定などを話し合い，情報の共有化を図っている
- 仕事の会話をもとにしたコミュニケーションや仕事以外でのイベントなど。
- 週3回ミーティング及び月2回おのおのの担当者を題材とした話し合い
- 2カ月に一度の食事会で，フランクに仕事の話が出来る場を作っている。
- 管理者がきめ細やかな声かけや気遣いに留意している。
- 職員会議を開催して，意見交換等で風通しの良い職場作りを目指している。
- どんな些細なことでも話をしたり，職員同士で思いやる気持ちを持って，関わるという姿勢を自身から作っていくこと。
- 笑顔で接する。ありがとうと素直に相手に伝えること。”
- 普段より自分の思いを意見として出すことができるように個人面談を行ったり，利用者のことなどでの思いは，心理に入ってもらって意見をもらうようにしている。LINEなども活用している。又，事業主，スタッフの垣根をとり，普段から全員に相談も行っている。
- 気が付いたときに言える雰囲気づくりや管理者，社員，デイサービス担当が聞くようにしている
- 子どもの変化や重要な点は一斉に連絡を行い，利用者の個人ファイルや社内共有のファイルにとじて何時でも閲覧できるようにしている
- 療育が始まる前に，ミニミーティングを実施する。
- 職員間の人間関係に良くない影響を及ぼすような誹謗中傷やうわさを作って流すような行為には，きちんと対処し，きちんと対処し，環境作りに気を配っている。
- 一日の利用日程が全て終わった後は，お茶等を用意して，気楽に話しやすい雰囲気作りに努めている。”
- 定期的に，ミーティングを行い，活発な意見交換をしている。又，いつでも管理者に相談できる体制を作っている。
- 立場の違いの垣根を超え，お互いが相手の意見を受け入れ，否定しないで傾聴するよう心掛け，ミーティングにおいても型に収まった形式を取らず，食事を摂りながら等，ストレスの無い環境の中で実施している。
- 休憩時や支援の合間に，スタッフ同士のコミュニケーションが十分に取れている。(ほうれんそう)
- スタッフが経験豊かで，人間性が豊かなため，信頼関係が十分に築けている。
- 笑顔であいさつ。何かあった際は気軽に話し合えるように普段から些細なことや話題でも話をしてコミュニケーションを取るよう努めている。
- 質問ノートを活用し，支援でわからなかったことがあれば記入し，管理者が返事を書く。



- 月1回、1つの議題を設けてお互いの意見を発表するミーティングを開催
- 利用者の問題点を共有して、同じ対応をしている。
- 一日の利用日程が全て終わった後は、お茶等を用意して、気楽に話しやすい雰囲気作りに努めている。
- 職場できびしく、一步出るとやさしく。
- 大きな机を囲むように席を設け、向かい合うように座っている。
- 事業所主催でスタッフの食事会等を定期的で開催している。
- 実際の業務が始まる時間より早めに出勤してもらい、スタッフ同士が話をする時間やミーティングの機会を設けている。
- 毎日活動終了後に1日の活動の振り返りをしていて、子どもの成長において、その中でスタッフが感じたこと考えたこと、手法について検討している。
- コミュニケーション勉強会（自分の問題、悩みなどを語る）、ミーティング、体調管理。
- 忘年会、飲み会をすることで、親睦を図るようにしている。日頃の会話を楽しく。
- 毎日の朝礼、週1回のミーティング、月1回の親睦会
- 職員から、その日の報告があったり、相談があがってくるので、その都度、管理者・児発菅と職員とミーティングを持ち、話を聞いて、今すぐできることから始めようスタイルで改善策を一緒に考えている。
- 風通しのよい職場になるよう、職員に話をしている。職員同士では、管理者も一緒に入って、世間話する時間も作っている。
- 意思疎通をしっかりととること。
- 否定をしないで、肯定的に話をする。
- スタッフミーティングを定期的に行い、グループワークを通じてコミュニケーションの活性化を図っている。
- またスタッフの懇親事業を定期的実施している。
- 常に何でも言い合おうと口に出して言っているが、なかなか「言えません」と言う。懇親会を年2～3回行うようにし、日頃、言えないことが言えるようにしているが、職場に戻ると元に戻ってしまう。
- 支援実施後の全体ミーティングを毎日行っている。
- 職員同士のコミュニケーションが図れる時間をもうけている。管理者も一緒に入って、お互いの考えを言い合うことがあり、解決すべき課題があれば、みんなで対策を考えている。
- 肩書やキャリアに関係なくフラットに話せる雰囲気づくりを心掛けている。ヘルプ発信が出やすいような声かけを行っている。
- 毎日、療育開始前に申し送りを実施し、情報交換、共有を行う。
- 日頃から悩み等ないか、随時、聞くようにしている。
- 随時、集まり、交流を深めていく。(同一法人内の他の事業所とのミーティング)
- 月に1度のケア会議以外にも新しい試みを始める毎に入念な打ち合わせを行う。

- スタッフ全員で、外部主催のマラソン大会等のイベントに参加”
- 情報の交換、共有は常に行い。空いた時間でケースについて相談し合うようにしている。
- 就業後の時間で、半期に2回程度、食事会を開いている。”
- 週1回、スタッフ全員でミーティングを行っている。
- 常、日頃から思ったことを話したり、いろいろな話を共有したり、コミュニケーションをとっていた。
- 冰山モデルを勉強しながら実践している。
- 休憩時間に、お茶などをしながら話をしている。”
- 定期的なミーティングは心がけている。
- 問題が起きたり、伝達等がある時は、お互いに意見交換をする。
- 事例検討等意見交換をする場をもうけている。
- 毎日の通所児童の良い発見をメモにし職員が1日1枚残しノートで共有している。
- 送迎のある職員も必ず事業所に出勤してから顔を合わせて、コミュニケーションを取るようになっている。

## 別記2 質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備に努めていること

- 仕事をしやすく、動きやすくなるよう事務室を広げた。
- 適切な職員の配置や人員配置基準を上回ることができ、心身の負担軽減に努めている。
- 定期的な健康診断を実施している。
- 衛生的な環境作り、水分補給の準備。
- 有給休暇が取りやすい体制をとっている。”
- 事業所内では、悩みを一人で抱え込まずに、相談できるよう、雰囲気づくりに努めている。
- 労働組合、安全衛生委員会（月1回、労働者と使用者の話し合い）を通じて、労働環境整備に努めている。
- 従業者が支援のために必要と思っている物等をできるだけ準備している。
- 従業者の子どもが病気だったり、学校の用事があったりした場合、そちらを優先して、休みがとれやすいようにしている。
- 残業をしないよう定時に帰るよう促したり、有休休暇を取りやすいように声を掛けたりしている。
- それぞれの士気が下がらないように、利用児童の様子、保護者の思いなど、把握していることを出し合って、どのような成果があったか、新たな課題点があるかを共有する。又、従業者の健康面も何かあった時には支え合っている。
- 体調不良、家庭での介護が必要な時など、交代できる体制ができています。
- 特に決まり事ではないが体調に合わせて業務内容の負担を軽減できるようお互いがフォローし合っている。
- 定時退勤を心がける。
- 事務量の簡素化を目指すことから、記入文例を作成したり、無理、無駄のない書類になるよう所定の書式を作成するなどしている。
- 学習や研修参加の機会の提供。人員基準よりもゆとりある人員体制。仕事とプライベートの両立支援。
- 就労時間内で仕事を終われるよう、個別の仕事内容を把握し、職員間で分担できるようにしている。
- 仕事と家庭が両立できるよう、職員間で援助できる関係作りを行っている。
- 専門性を高められるよう、研修会や勉強会の機会を設けている。
- 職員で訓練室の模様替えを行っている。
- 個々の思いや意見、考えを日常から出し合い、ストレスを溜めこまない努力を行っている。問題が起きた時、起きそうになる時に、すぐ職員間でコミュニケーションを図る。
- 心理的サポート、休息の確保、等
- 就業時間内に仕事を終える。空調、職員旅行、机の配置、清掃、短時間常勤を視野に入

れる。

- 残業をできるだけしなくても良いように、仕事の効率化を図っている。
- 温度、湿度の管理をしっかりとし、身体健康面に注意をする。
- 休みをきちんと確保する。レクリエーション等
- 課題となるケースがある場合、一人で抱え込まないように改善策は全体で考えることを習慣化している。
- 家庭と仕事との両立ができるようメモリアル休暇や勤務調整ができる環境にしている。”
- 休暇取得を希望に添えるように努めている
- メンター、チューターを明確にする。(相談できる仕組み)
- 明確な個別支援計画及びチームプレイのシステム作り。
- 共通認識するためのワークシートの活用。”
- 安全衛生委員会を設置し、その委員会主催の研修会に参加している。
- 職員、利用者各々の動線を考えた物の配置（気持ちのストレス軽減を図るため）
- 整理整頓（無駄な動きを省くため）
- 自己啓発制度。法人の補助金により、技術向上のための研修参加。福利厚生によるクラブ活動・職員旅行。産業医の配置。
- 体調が悪いようであれば、1週間でも長く休みを取れるようにしている。
- 定時に帰られるように、職員で協力して、仕事が集中した場合は、全員で分担するよう心掛けている。休日出勤も緊急以外はしないようにしている。体調の悪い時は、気兼ねなく休めるようにしている。
- 会社側の考えを社員の方に押し付けるのではなく、社員の方々と常に共に考えるようにしている。その結果、自主性や責任感が生まれ質の高い仕事ができるようになり、働きやすい職場になるように心がけている。
- 無理がないように、職員の環境等を配慮し、職員同士が、かばい合っでできるように努めている。
- 衛生的な環境の提供。賞与昇給実績査定。
- 従業者のメンタルケアを目的とした外部機関との提携し、定期的にカウンセリングを受けるよう支援する。
- 残業した分は、次の朝、少しゆっくり出勤するとか調整できるところは、しようと思っではいるが、中々、その余裕がない。
- 月に一度ノート提出を行い、1か月の振り返りをそれぞれ行い、アドバイスをしている。
- ボーナスを基本給+努力査定方式で行い、努力評価することにより質の高い支援を行うよう努めている。
- 年1回健康診断を会社負担で行っており、退職金制度にも加入している。
- 休憩室の確保
- 毎日のミーティングで、支援の方法について議論することで、従業者と支援の方針について共通認識することができている。従業者の悩みをもちこさない環境づくりに努めてい

る。

○全員で仕事を分担し、1人に負担がかからないよう送迎や仕事内容を割り振っている。年に1度、健康診断を受け体調管理に気をつけている。”

残業は極力しないように努める。

○仕事に偏りがないように、ミーティングを行い。各自の仕事の量を確認し合う。

○仕事量に片寄りがないように、ミーティングを行い、各自の仕事量を確認し合う。

○スタッフ8名中5名が、パート勤務者であることより、情報の共有については漏れがないように配慮している。また、得意部門で力が発揮できるよう役割分担している。目標を立ててもらい、面接・評価を行う業務管理シートを用いて人材育成勤めている。研修会への参加や他事業所見学は全員が参加できる日程で計画している。

○残業をしなくても良いように、時間内に仕事が終われるように、手の空いた者ができることも融通しあって、終われるようにしている。

○リフレッシュ休暇

○毎朝1時間ミーティングの場を作り、昨日の振り返りを行い、スタッフ一人一人の気付き等を大切に支援の向上、スタッフの意欲向上に努めている。

○できるだけ湯茶を飲めるようにし、ほっとできる時間を確保できるようにしている。

○悩みが出せる雰囲気づくり（お互いに悩みを言い合える仲間づくり）”

○声掛けと話しやすい状況をセッティングして、「聴く」ことを大切にしている。

○各個人の家庭・プライベートの充実を優先するようにミーティングにて何度も教える。

○家でのいざこごを事業所に持ち込まない、子どもに当たらない。自分の心身の状況をまずは見極めること、と指導。苛立っている場合はスタッフの誰かにすぐに伝えることとしている。

○労働基準に沿った労働基準を整え、正規職員の比率を75%以上としている。

○正規職員に対しては1年経過後から退職金制度を取り入れている。各勤務年数に応じた社外研修に年2回以上参加させている。ボーナスは、基本給+努力査定を行い努力を評価することにより、モチベーションを高めるよう努めている。

○リンパマッサージの先生に来ていただいて心身のリフレッシュに努めている。(自己負担)

○休みの日に勉強会がある時は、食事代や交通費などを支給している。

○社内での健康診断、インフルエンザ等の予防接種を実施し職員のメンタルヘルスチェックのためにも、精神障害関係の研修に参加する。

○コンサート、花火大会、忘年会等レクに参加してストレスを発散し、リフレッシュを図る。

○スタッフの年齢や体力を考慮した勤務時間や日数を考えている。

○疲れが見える従業員には、休みが取れる時に休むように促している。

○定期的に勉強会を開き、支援に自信が持てるようにしている。

○支援の内容ごとに給料を加算するようなシステムを作成中である。

○体力の要る支援には、一人ではなく、二人体制を取るようにしている。

- 週休2日制とした。しっかり休みを取ってもらいリフレッシュすることで、良いサービス、療育の提供を行ってもらえればと思う。
- オンとオフをしっかりとつけるようにしている。
- 流行性の感染症等が発生し始めた場合、情報を一斉連絡し予防に努めている
- できる限り、マンツーマンでの対応ができるよう努めている。職員の労働が過重なものにならないよう配慮している。
- インフルエンザ、ノロウイルス等に関する知識獲得のため、勉強会や保存資料の提供をしている。体調不良時には遠慮なく休暇が取れる体制を作っており、産休・育休の体制を整えている。
- 職員自身が自らのパーソナル空間を維持できるよう、事務机や席を設けたり、給与、休暇、私用の際の時間確保など待遇改善に努めている。
- 年休制度、社会保険、退職金積立など基本的な労務環境ができています。給与待遇など、非常勤を含めて他所より優遇されている。資格や経験に応じて、配置や給与待遇を行っている。健康診断（年1回）や医療費補助を行っている。日々の福利厚生（湯茶・菓子等）、また慰労会、職員旅行など福利厚生に努めている。
- 利用者を抱え込みすぎない。
- 残業は極力しない。体調が悪い時は、休める環境づくり。
- できる限り、マンツーマンでの対応ができるよう努めている。職員の労働が過重なものにならないよう配慮している。
- 夏場の飲料持参励行、及びスポーツドリンクの常備、マスクを常備、暑さ等に無理をせず、エアコンによる空調を行う。
- 体調不良等を感じた場合には遠慮なく休養できるようにしている。人員確保や休んでも良いような雰囲気作り。公私共に悩みや相談し合える関係づくり
- 毎日の朝礼時での体操
- 業務の優先順位をつけ、1日のスケジュール等も管理者と一緒に考えている。ストレスチェック等自己評価してもらい、気分転換を図ることもミーティングの時に話している。意欲的に楽しく充実した仕事をしてもらいたいので、人材育成や外部研修を探し勉強する機会を増やしている。
- 個人面談。アンケートの実施。本人が努力している所をしっかり褒め、認めていく。空気清浄機やドクタープラス等を使用し、菌の拡散防止に努めている。手洗い、うがいの徹底。
- 一人に負担が掛らないよう仕事を分担し、また本人が意欲的に仕事ができるよう業務内容について協議を行っている。
- 年1回健康診断をし、早期発見（貧血、糖尿、高脂血症等）している。あとは、ストレスをためないよう仕事上の悩みがあれば、相談に乗ったり、かぜ等、自己管理してもらうよう、手洗い、うがいの声かけは、ミーティング中で再確認したり、休める時は、体調不良気味の職員には早めに休養するよう休んでもらう。

○人材育成に力をいれている。経験豊富な職員をアドバイザーとして配置，支援で分からないことがあっても，すぐ解決できるようにしている。

○療育に関してスタッフが取り組んでみたいことを実現できるような環境作り。スタッフが成長したところ，良かったところを互いが認め合えるような話し合い。(雑談も可)

○いろいろな事例などを見て，理解できないことは，インターネットで探し，自分達で共有できるなら，何でも試してみる。しかし，基本的な支援は，崩さず，しっかりと職員が，意見しやすく，ためこまないように聴き役の場を務めることも重要と考えている。

○ケース資料を見やすいものに統一している。

○療育内容の検討の際は，子どもも支援者も楽しめる内容になるよう様々な教材（絵本，インターネット，教材本，玩具など）を用いて，検討会が苦痛にならないようにしている。

○アルコール消毒や加湿器，空気清浄器などを設置し，職員が健康を維持して業務出来るよう配慮している。

### 別記3 活動プログラムは、固定化されないように、活動プログラムの組合せの創意工夫の方法

- 担当指導員が、毎回考察している。
- 季節や個人の発達状況を考えるなどして、プログラムを組み立てている。
- 教材の工夫、PCの活用
- 子どもの要望、状況に合わせて内容を決定。
- 子どもの状態によってプログラムの組合せ、内容を変更している。
- 本人の興味、関心や発達段階に合わせている。
- 作業療法士や特別支援教育士が、大学のセッションに参加しながらそれを参考に毎回のプログラムに反映させている。
- インターネットで調べることもある。職員間で情報やアイデアを出し合う。本人保護者の要望も取り入れる。
- 意見を出し合い、外部講師を招く。
- 発達に適した内容を：体操・絵・社会参加
- 個々のニーズや子どもたちにどのような力をつけたいか、季節に応じた活動などを話し合いをしている。他に、勉強会で持ち帰ったものを実践、インターネットで調べるなどしている。
- 他事業所との連携。利用児、保護者の意見収集
- 子ども自身の声を聞く。地域資源をしっかりと活用する。
- バスや電車を利用し、戸外活動を行っている。保護者が参加する活動を設定している。
- 本人の様子を見て日々変えている。
- 季節行事、流行している遊び、年齢別課題、クッキング、野外活動等
- 大枠は、決めているが、中身は、その日により変化、集団活動、フッキング、外遊び、体操等
- 日々のミーティングにて、固定化しないようにしている。
- 毎日利用予定表を出している。
- 放課後型と休業日型で識別している。
- 天気に合わせて活動場所の確保
- 季節行事、高齢者とのふれあい、地域交流行事
- 曜日によってプログラムを替え、1週ごとにずらしている。同じ内容にならないよう、使用する遊具や設定を替えている。
- 児童の特性に合った作業や役割分担を心掛けている。
- 室内と屋外の活動が交互になるようにしている。
- 保護者と連携して随時変えている
- 制作、運動、集団遊び、感触遊び、プール等
- 固定化ではないが、決まったプログラムを日々行うことで、安定していく児童もいる。



- 子ども達が飽きないように支援内容を書式にしたり，ゲーム感覚にしたり支援方法を変えている。また，その日の目標が達成できれば金メダルやトロフィーを差し上げている。
- 子どもの困り感や保護者の困り感に合わせてソーシャル・スキルトレーニングをしている。
- 保護者や本人の意見も取り入れ，常に変化させている。
- 集団での取り組みは，大きなプログラムのみ決めて，細かい部分は個々の状態，個別支援計画に基づき柔軟に対応している。
- 集団遊び，ビジョントレーニングなど
- 児童に好きな遊びを考えて自由にさせている。
- 利用者により内容や行程を柔軟にアレンジする。
- 基本的な活動の流れはあるものの，子どもの実状，実態に合わせて，その都度工夫して対応している。
- 数多くのプログラムを設定し，本人に選択してもらう。
- グルーピングで共通テーマの活動を通じマッチングする努力をしている。
- 曜日のメニューを組め，曜日のメニューを月単位で変えたり変化を持たせている。
- 季節や季節行事に合わせた活動や，ボランティア招致，他施設や団体等の行事への参加。
- 継続性が必要な生活取り組みやマナー習得などと季節ごとの行事などを1週間単位または単発で組み合わせています
- サーキットトレーニングや体幹トレーニングなどを行う時，いろいろな音楽を使って，バリエーションを増やしたりしている。
- 土曜広場等で講師を招聘して内容に変化を持たせるようにしている。
- 活動の内容を曜日で重ならないように工夫している。
- 季節の行事内容も組み合わせている。
- 長期休暇時，プログラムの工夫。季節ごとの企画
- その日の利用者や人数によって決める。運度，ものづくりなど
- 利用する子どものメンバーをまず考える。
- 年3回のモニタリングや必要に応じ変更
- マンツーマンで支援を行っているので，担当する職員の変更などで固定化されないようにしている。
- 様々な講師を招いている。
- スモールステップで同じ課題でも少しずつステップアップを求めたものにしていく。
- 五感を使ったり，新しい活動を常に企画する。
- 運動プログラム以外に外遊びでの評価，創作活動の導入
- 子どものその日の様子を見て，活動内容を考え，無理のない活動を工夫して行っている。
- 毎日，違う職員が活動を作っている。
- 曜日別の活動プログラムを実施
- ケース会議での個々の状況報告と意見交換

- 一人一人に合った個別課題を用意して取り組む。状況に応じて小グループでの遊び運動等
- 児童の適性を見極めて毎月少しずつ工夫を行っている。
- 職員同士で定期的に支援内容について話し合い進捗に応じてプログラムを変更している。
- 全利用者が経験できるようにクッキング等。曜日が重ならないように考えている。
- 同じ活動が重ならないように、月、週ごとに話し合いを計画している。
- フレームワークを活用し1対1での個別評価を行ない、今の活動プログラムや取り組みがその方に合っているかどうか、強み弱みを的確にとらえることに力を入れている。
- 子ども達の願いを実現する取組み。秋まつりでの販売（手作り品、食品）、作品作り、集団でのゲームをオリジナルルールで実施、発達段階に応じた取組み。
- 毎日違うおやつ作りを実施。2週に一度、4～5の工作の入れ換え
- その都度、評価を行ない、その子に応じて活動を変えている。
- 個々に必要な支援内容を段階に広げて取り入れている。予定の変更が苦手な児童には、1日の流れは、ある程度同じにし、1か所は毎回違うように設定し、予定の変更に対応できるようにしていく。
- 発達、実年齢共に開きがあるので、主体的なものとなるよう工夫している。
- 前回の療育の様子を考慮して随時変更している
- 研修参加や他事業所に見学に行き良い所は取り入れる。

## 別記4 放課後等デイサービスの質の向上についての意見

○放課後等デイサービスの多くは、知的、発達障害等を想定されているものが多いが、身体障害や重複障害児に対する療育という考え方やノウハウが確立されていない。そして、対応できる事業所も少ない。ケアや医療の提供、お預かりなら提供できる事業所もあると思われるが。

○放課後等デイサービスガイドラインの内容では、療育という考え方で放課後等デイサービスを見ていくと非常に中途半端な印象。放課後児童クラブ等との差や区別がぼんやりとしている。

○本当の意味で、SSTやペアトレを実施するには、児童指導員任用資格保持者程度の基準では甘く、心理職の配置や、いわゆる専門職の存在が必要かと思われる。

○研修、勉強会等（サービス内容、専門知識）の機会を増やして欲しい。

○放課後等デイサービス事業所の特徴を明確にする。そのために必要な研修を積極的に受講するよう援助する。主体的な研修を自ら企画・運営をしていく。利用者からのフィードバックを常に受け取る

○放課後等デイサービス事業所の制度、支援方法など学べる場が増え、情報共有、知識の幅を広げるなどに結び付けていきたい。

○トレーニングセミナーを県・市などの行政主体で行ってはどうか。

○県や市に「発達支援委員（仮名）の窓口があると良いと思う。

○社会全体で支えている体制作りができれば、事業所も安心できる。

○放課後等デイサービスの事業所数を増やすのが、目的でハードルを下げたために、金儲けが目的の事業所が大幅に増えてしまった。

○国も子どもたちに何が必要なのかを真剣に考えて欲しい。

○子どもたちの生きる力を養うため、キャンプやお泊り会等のイベントが開催しやすいように支援する。

○行政から専門員（音楽療法や遊戯療法の講師）を派遣訪問、実演指導等。

○従業者のスキルアップ、保護者、学校、主治医、事業所間の連携の強化、地域とのタイアップ

○デイサービスを利用する子どもたちの状況は様々で、親のニーズも様々である。現状を考えると、事業所だけでは到底対応できないこともたくさんある。地域や関係機関（学校等）との連携が大切であることを痛感している。子どもたちが安心して生活できる環境を、周りの大人が作っていくことができるように、地域の資源を活用したり、事業所としても学びの場を持つようにしていきたい。

○利用する子どもたちの益を最大限に考えて、親の満足度だけが高まるような過剰なサービスは、すべきではない。

○制度的にサービスという言葉が使われているが、子ども達の5年、10年後を見据えた支援を大切にしていけるような事業所間の切磋琢磨が必要である。

- また、人員配置と定員規模のバランスから、地域により運営面での厳しさも感じる。
- 稼働時間帯に偏りはあるが、専門性を担保するためには、報酬面の拡充と審査（事業所の質）が必要である。
- 児童発達支援管理責任者の実績経験の内容の見直し。介護経験5年では療育現場では、あまり力を発揮できない。保育現場経験か教育現場経験5年の方が、療育には役立つと思う。
- 講演会、研修、勉強会に積極的に参加して、研鑽を積む。それを、会社内で勉強会、ミーティングを通じて、情報の共有をし、職員のスキルアップを図る。それが、事業所でのサービスの向上に繋がると思う。また、他の事業所や学校、相談支援専門員との連携により、意識統一した支援ができることが、放課後等デイサービスの質の底上げになると思う。
- 質にもっとこだわりたい。長期休みは、いろいろな経験ができるチャンスなのでガイドラインにそって広島も外出をすすめてほしい。
- スタッフの専門性の向上。行政が実施する研修を増やす。事業所同士が繋がり、相互に学び合う機会をつくる。
- 質を向上させるために、指導員の充実とスキルアップが必要なため、管理者及び児童発達支援管理責任者が積極的に研修に参加する。研修に参加できていない指導員に参加の呼びかけや研修内容を伝えていきたいと思う。
- 子ども達主体の支援を行なっていくことを職員が理解し自覚を持って仕事に携わること。その子供さん達の自立に向けて療育をしっかりと考えていく力を職員が身に付けていくこと。
- 研修や勉強をする機会をたくさん設けても子どもの思い、親御さんの思いを聞いて、理解していかないと本当の大変さが分からないと思う。
- 保護者が思う我が子に対する将来の不安も一緒にサポートしていくこと、家族支援、お母さん支援も含めた上で放課後等デイサービスの支援の在り方について考えていくことも大事と思う。
- 放課後等デイサービスの制度ができた経緯を考えれば、本来の目的は明らかであるが、そのことを事業者が知る、機会がとても少ない。特定の活動を提供する形は、保護者が自費で習わせる習い事の範囲ではないのか。給付費（税金）を使って行う支援が、どんなものであるべきか、行政側も事業者もよく考え、議論し、理解を深める学びの場が必要であると考える。
- 県主催の研修は、自閉症の障害特性理解に傾きすぎではないかと思ってしまう。
- 管理者や経営陣に理念を理解してもらうことが、まず、大切だと思います。
- 地域の中で、どのような専門性を持って、子育て支援に関わっていけば良いのかを明らかにし、知識と技術と理念を持ってネットワークを作っていく必要があると思います。
- 広島市の自立支援協議会の動きが全く見えてこないのが、残念です。”
- 学校との連携が、もう少しスムーズにいくと学校も事業所も子どもにとっても、もちろん保護者にとっても良いと思う。

○先日、学校の先生との研修会があったのですが、先生は連携をとりたいが、学校の体制が、できていないとのことであった。市は、どのように学校に働きかけてくれているのか。間に、挟まれた先生、事業所、子ども達は、苦勞している。

○放課後等デイサービスが、たくさんできて、子ども達の行く場が増えることは良いことだと思う。ただ、放課後等デイサービスが増えるだけではなく、携わるスタッフがしっかり責任をもった療育ができる力を持たないと学校、療育機関等、近隣領域の方々と同等に向かい合えないと思っている。

○送迎の負担が軽減すれば療育内容の質の向上が図れると思う。特別支援学校と連携し事業所近くのバス停に送迎バスを放課後等デイサービスも活用させていただければと思う。



5 ガイドラインの事業所向け自己評価表により、自己評価されましたか。

- ガイドラインの自己評価を実施した。       独自の自己評価を実施した。
- 自己評価は実施していない。

6 自己評価結果について、ホームページへの掲載や事業所の会報等で公表していますか。

- 公表している。(  ホームページ,  会報,  その他 [                    ] )
- 公表していない。

7 ガイドラインの保護者等向けの評価表により、保護者等に評価してもらいましたか。

- ガイドラインの評価表で実施した。       独自の評価表で実施した。
- まだ保護者等に評価してもらっていない。

8 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。

- 自己評価結果を元に管理者が改善している。
- 自己評価結果を元に、職員で話し合っ改善している。
- 自己評価結果を元にした改善を図っていない。
- 自己評価は、行っていない。

9 福祉サービス第三者評価を実施していますか。

(「福祉サービス第三者評価」とは、社会福祉法に基づき、公正・中立的な第三者機関が客観性を持って、福祉サービスの理念や具体的なサービス内容について専門的な視点から評価を行い、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的として、実施するものです。)

- 実施している。       実施していない。

10 事業所の職員間で、個別支援計画の閲覧やミーティング等により、支援内容の共有を図っていますか。(複数回答可)

- 支援内容の共有を図っている。 {  個別支援計画を閲覧している。  
 ミーティングを開催している。  
 その他 [                    ] }
- 共有していない。







21 放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画（個別支援計画）を利用児童の学校の特別支援教育コーディネーター等へ、保護者の同意を得た上で、提供していますか。

提供している。  提供していない。

22 個別の教育支援計画が作成されていない利用児童にあつては、保護者の同意を得た上で、特別支援教育コーディネーター等とお互いの支援内容等の情報交換の連絡を取れるよう調整していますか。

調整している。  調整していない。

23 学校の行事や授業参観に、管理者、又は児童発達支援管理責任者等が、積極的に参加していますか。

参加している。  参加していない。

#### IV 関係機関との連携

24 医療的なケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等との連携体制を整えていますか。

整えている。  整えていない。  該当児童がない。

25 支援困難事例等については、児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関から助言や研修を受けること等により連携を図りながら適切な支援を行っていますか。

連携している。  連携していない。  支援困難事例がない。

26 他の放課後等デイサービス事業所等を併せて利用する子どもについて、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、相互の個別支援計画の内容等について情報共有を図っていますか。

情報共有を図っている。  情報共有を図っていない。

放課後等デイサービス事業所等を併せて利用している児童がない。

27 設置者・管理者又は児童発達支援管理責任者等は、定期的に関催される放課後等デイサービス事業所連絡会や（地域自立支援）協議会子ども部会等へ参加していますか。

参加している。〔会議名：  〕  参加していない。

## V 保護者との連携

28 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合って、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っていますか。伝え合っている場合は、伝え合う方法を記入してください。

保護者と伝え合っている。〔方法： \_\_\_\_\_ 〕

保護者と伝え合っていない。

29 家庭内での養育について、保護者に対して、子どもの育ちを支える力をつけるためのペアレント・トレーニングや環境整備等の支援を必要に応じて実施していますか。実施している場合は、内容を記入してください。

実施している。〔内容： \_\_\_\_\_ 〕  実施していない。

30 保護者との定期的な面談や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談を行ったり、子どもの障害について保護者の理解が促されるような支援を行っていますか。行っている場合は、内容を記入してください。

定期的に面談して、相談支援も行っている。〔内容： \_\_\_\_\_ 〕

定期的に面談しているが、相談支援は行っていない。

定期的な面談はしていない。（電話連絡、メール等）

31 保護者会等を開催していますか。開催している場合は、年間の開催頻度を記入してください。

開催している。〔開催頻度： \_\_\_\_\_ 回／年〕  開催していない。

## VI その他

放課後等デイサービスの質の向上について、御意見があれば、記入してください。

[ \_\_\_\_\_ ]

各都道府県私立学校主管課  
各都各都道府県教育委員会特別支援教育担当課  
各指定都市教育委員会特別支援教育担当課  
各都道府県教育委員会生涯学習・社会教育主管課  
各指定都市教育委員会生涯学習・社会教育主管課 御中  
附属学校をおく各国立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
文部科学省生涯学習政策局社会教育課

「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について  
(協力依頼)

平素より、特別支援教育の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。御案内のとおり、平成 24 年に改正された「児童福祉法」(昭和 22 年法律第 164 号)において、学齢期における障害児の放課後等対策の強化を図るため、「放課後等デイサービス」が創設されました。文部科学省では、これまでも「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」(平成 24 年 4 月 18 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課通知)等により、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所、保護者等との間で必要な連携を図るようお願いしているところです。

今般、厚生労働省において、放課後等デイサービスについて支援の提供や事業運営に当たっての基本的事項を定めた「放課後等デイサービスガイドライン」が作成されました。本ガイドラインにおいては、放課後等デイサービス事業所と学校、放課後子供教室等との連携も求めているところ、厚生労働省から別添のとおり協力依頼がありました。ついては、別添の内容について、その主旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、また、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課、附属学校を置く国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課においては所轄の学校に対し、周知をお願いします。

(参考) ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス事業所と学校との具体的な連携方法の概要

1. 子どもに必要な支援を行う上で、放課後等デイサービス事業所と学校との役割分担を

- 明確にし、連携を積極的に図ること。
2. 年間計画や行事予定等の情報を交換等し、共有すること。
  3. 送迎を行う場合には、他の事業所の車両の発着も想定され、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要があることから、誰が、どの時間に、どの事業所の送迎に乘せるのかといった送迎リストや、身分証明書を提出する等ルールを作成し、送迎時の対応について事前に調整すること。
  4. 下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制（緊急連絡体制や対応マニュアル等）について、事前に調整すること。
  5. 学校との間で相互の役割の理解を深めるため、保護者の同意を得た上での学校における個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス事業所における放課後等デイサービス計画を共有すること。
  6. 医療的ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等を、保護者の同意のもと、連絡ノート等を通して、学校と放課後等デイサービス事業所の間で共有すること。

（詳細はガイドライン本文 13 頁、27 頁、37～38 頁参照）

（本件連絡先）

＜特別支援教育について＞

文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課企画調査係  
電話：03-5253-4111（内線 3193）  
F A X：03-6734-3737

＜放課後等における教育支援について＞

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課地域・学校支援推進室  
電話：03-5253-4111（内線 3260）  
F A X：03-6734-3260

## 療育部会の開催状況・委員について

### 1 開催日程

平成 28 年 1 月 26 日（火）

### 2 検討事項

放課後等デイサービス事業の質の向上について

### 3 療育部会委員

	氏 名	所 属
部会長	米川 晃	広島県障害児（者）地域療育等支援事業連絡協議会 会長
委 員	宇都宮 千賀子	広島県西部こども家庭センター判定指導課 課長
委 員	大歳 雅司	東広島市福祉部障害福祉課 課長
委 員	大林 英伸	三原市保健福祉部社会福祉課 課長
委 員	織田 真澄	広島県重症心身障害児（者）を守る会 在宅部会長
委 員	小野塚 剛	特定非営利活動法人広島自閉症協会 理事長
委 員	小池 英樹	広島県健康福祉局障害者支援課 課長
委 員	河野 政樹	広島県立障害者療育支援センター わかば療育園園長
委 員	志村 司	広島県立障害者リハビリテーションセンター 若草園園長
委 員	西村 浩二	広島県発達障害者支援センター センター長
委 員	濱本 千春	広島県訪問看護ステーション協議会 研修委員
委 員	福原 里恵	県立広島病院 新生児科 主任部長
委 員	山下 睦子	広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課 課長
委 員	淀川 良夫	社会福祉法人ともえ会 子鹿医療療育センター 施設長

（敬称略，部会長を除き五十音順）